

令和7年度
下関市介護保険サービス事業者集団指導

《 個 別 編 》

6

(特定施設入居者生活介護、
介護予防特定施設入居者生活介護)

資 料

令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》6
(特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護)

〔 目 次 〕

| | | |
|---|----------------------------------|---|
| ① | 運営指導における主な指摘事項及び留意点について..... | 1 |
| ② | 勤務時間の区分等の管理について..... | 3 |
| ③ | 個別感染症対策マニュアル等の作成について..... | 6 |
| ④ | 身体的拘束等の適正化について（身体拘束廃止未実施減算）..... | 7 |
| ⑤ | 養介護施設従事者等による高齢者虐待について..... | 9 |

① 運営指導における主な指摘事項及び留意点について

過去に実施した運営指導を中心に、主な指摘事項を掲載していますので今後の業務の参考としてください。(口頭指導を含みます。)

| | 指摘事項 | 指導内容・留意点 |
|--------------------|---|--|
| 指定特定施設入居者生活介護の取扱方針 | 身体的拘束等の適正化のための指針において、指針に盛り込むべき項目が不足している。 | <p>身体的拘束等の適正化のための指針には、以下の項目を漏れなく盛り込むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ② 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 ⑤ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ⑥ 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 |
| サービス計画(介護予防)特定施設作成 | <p>(介護予防)特定施設サービス計画の実施状況の把握(以下、「モニタリング」という。)について、実施及び結果の記録はあったが、実施者について書面で確認することができなかった。</p> <p>なお、聴取の結果、計画作成担当者が実施しているとのことであった。</p> | <p>計画作成担当者は、(介護予防)特定施設サービス計画の作成後においても、他の介護従業者等との連絡を継続的に行うことによりモニタリングを行う必要がある。</p> <p>したがって、モニタリングの記録に実施者欄を設け計画作成担当者の名前を記載するなど、計画作成担当者がモニタリングを実施したことを明確にすること。</p> |
| 掲示 | <ul style="list-style-type: none"> 1. 貴事業所においては重要事項説明書を掲示しているが、その記載内容に不十分な箇所がある。 2. ウェブサイトに掲載している重要事項について不足がある。 | <ul style="list-style-type: none"> 1. 指定(介護予防)特定施設入居者生活介護事業者は、運営規程の概要、特定施設従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。利用者に対する説明責任として、重要事項説明書を掲示するのであれば、実地指導の指摘を改善した後、最新の重要事項説明書を掲示すること。 2. ウェブサイト(法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム)に最新の重要事項説明書を掲載する等により、重要事項の不足を補うこと。 |

令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》6
 (特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護)

| | 指摘事項 | 指導内容・留意点 |
|----------|---|--|
| 虐待の防止 | 虐待の防止のための対策を検討する委員会(以下「虐待防止検討委員会」という。)について、不備がある。 | <p>虐待防止検討委員会では、具体的に以下のような事項について検討すること。</p> <p>(1)虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること</p> <p>(2)虐待の防止のための指針の整備に関すること</p> <p>(3)虐待の防止のための職員研修の内容に関すること</p> <p>(4)虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること</p> <p>(5)従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること</p> <p>(6)虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること</p> <p>(7)前号の再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</p> <p>なお、委員会の後に研修を実施する等委員会と研修を一連の流れとして実施することは差し支えないが、それぞれ開催、実施したことが分かるよう記録を残すこと。</p> |
| 個別機能訓練加算 | 個別機能訓練の記録について、利用者ごとに保管がされておらず、実施時間及び担当者名の記載がない。 | 個別機能訓練に関する記録として、実施時間、訓練の内容、担当者等を記載し、利用者ごとに保管をすること。 |

② 勤務時間の区分等の管理について

人員基準必要員数の確認や、従業者の勤務時間の区分等の管理について、以下の点に留意の上、随時ご確認をお願いします。(令和5年度の再掲となります。)

1. 利用者数の算出について

職員配置の基礎となる利用者の数(前年度の平均値)の算出方法について、前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数(365日又は366日)で除する(小数点第2位以下を切り上げる)ことにより算出してください。

利用者数の把握については、4月以降に事業者係よりメールにて確認をさせていただきますので、必要事項を入力し、ご返信ください。

2. 他事業所との兼務について【外部型】

外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所の介護職員が、養護老人ホームや指定訪問介護等(受託居宅サービスとしてのサービスを含む。)の業務を兼務している場合においては、勤務表ではそれぞれの勤務時間を区分して記載してください。なお、介護職員としての常勤換算数を毎月算定し、必要な人員配置ができているかを確認してください。(勤務予定及び勤務実績それぞれを確認するようにしてください。)

なお、区分の方法として、1日の勤務時間である8時間を、勤務形態及び曜日によって、特定施設、養護老人ホーム、訪問介護の業務に従事する時間に按分する場合は、按分された勤務時間数が実際の勤務実態と相違しないよう、実態に即した按分方法としてください。

上記のとおり、勤務時間を事業ごとに区分した上で、**指定特定施設並びに受託居宅サービス事業所それぞれの人員基準を満たすよう**にしてください。特に、受託居宅サービス事業所で人員基準上、常勤や専従の要件が求められている職種については、特段の注意が必要です。(例：指定訪問介護事業所のサービス提供責任者(加配ではない者))

3. 機能訓練指導員の兼務について【一般型】

一般型特定施設入居者生活介護事業所において、機能訓練指導員は当該特定施設における他の職務に従事することができるものとされているため、看護職員と兼務することは可能です。この場合、それぞれに係る勤務時間の合計が常

勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすため、人員基準上は、機能訓練指導員として常勤1、看護職員として常勤1を同時に満たすこととなります。

ただし、個別機能訓練加算を算定する場合、専従の機能訓練指導員の配置が要件となり、当該機能訓練指導員が同一事業所内の他の職務に従事する（専従ではない）場合は、当該加算は算定できません。

なお、上記加算における常勤専従の要件配置の加配の職員が、看護職員と機能訓練指導員を兼務することは可能です。

4. 個別的な選択による介護サービスに係る勤務時間について

利用者の特別な希望により行われる個別的な選択による介護サービスを、看護・介護職員が行った場合は、指定特定施設入居者生活介護事業所における当該看護・介護職員の勤務時間から当該サービスに要した時間を差し引くこととなります。よって、事業所においては、当該サービスに要した時間を管理する必要があります。

令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》6
(特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護)

【参考】

「特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について」(平成12年3月30日老企第52号 最終改正;平成27年3月27日老介発0327第1号)より一部抜粋

2 保険給付対象外の介護サービス費用を受領できる場合

(2) 個別的な選択による介護サービス利用料

あらかじめ特定施設入居者生活介護として包括的かつ標準的に行うものとして定めた介護サービスとは別に、利用者の特別な希望により行われる個別的な介護サービスについては、その利用料を受領できるものとする。ただし、当該介護サービス利用料を受領する介護サービスは、本来特定施設入居者生活介護として包括的に行うべき介護サービスとは明らかに異なり、次の①から③までのように個性の強いものに限定される必要がある。

なお、看護・介護職員が当該サービスを行った場合は、居宅サービス基準等上の看護・介護職員の人数の算定において、当該看護・介護職員の勤務時間から当該サービスに要した時間を除外して算定(常勤換算)することとする。

① 個別的な外出介助

利用者の特別な希望により、個別に行われる買い物、旅行等の外出介助(当該特定施設の行事、機能訓練、健康管理の一環として行われるものは除く。)及び当該特定施設が定めた協力医療機関等以外の通院又は入退院の際の介助等に要する費用。

② 個別的な買い物等の代行

利用者の特別な希望により、当該特定施設において通常想定している範囲の店舗以外の店舗に係る買い物等の代行に要する費用。

③ 標準的な回数を超えた入浴を行った場合の介助

利用者の特別な希望により、当該特定施設が定めた標準的な入浴回数を超えた回数(当該特定施設が定めた標準的な入浴回数が1週間に3回である場合には4回以上。ただし、居宅サービス基準第185条第2項及び地域密着型サービス基準第120条第2項並びに介護予防サービス基準第48条第2項の規定により1週間に2回以上の入浴が必要であり、これを下回る回数を標準的な入浴回数とすることはできない。)の入浴の介助に要する費用。

③ 個別感染症対策マニュアル等の作成について

今般、新型コロナウイルス感染症に限らず、介護現場で必要な感染症の知識や対応方法など、介護現場における感染対策力の向上を目的に、「介護現場における感染対策の手引き(第3版)」(以下、「手引き」という。)等が作成されました。

施設におかれましては、当該手引き等を参考に取り組み、施設内の衛生管理及び感染症の発生・まん延防止に努めていただきますようお願いいたします。

特に、**新型コロナウイルス感染症対策、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策**等については、個別感染症対策マニュアルを作成し、適切な措置を講じることとし、その他感染症についても、必要に応じて個別感染症対策マニュアルを作成してください。

《手引きに個別感染症対策が掲載されている感染症》

- 新型コロナウイルス感染症
- インフルエンザ
- 感染性胃腸炎
- 結核
- 腸管出血性大腸菌
- レジオネラ症
- 疥癬(かいせん)
- 誤嚥性肺炎
- B型肝炎
- 薬剤耐性菌感染症
- 带状疱疹
- アタマジラミ
- 偽膜性大腸炎
- 蜂窩織炎(ほうかしきえん)
- 尿路感染症

○ 介護現場における感染対策の手引き【第3版】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf>

○ 介護職員のための感染対策マニュアル 第3版

(施設系)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001199341.pdf>

※手引きの内容を概略したものです。

④ 身体的拘束等の適正化について（身体拘束廃止未実施減算）

身体的拘束等については、身体的拘束等の適正化を図る観点から、下記のとおり具体的な措置が示されているところです。

- 1 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 2 身体的拘束等を行う場合は記録を残す
 - ・ 態様及び時間
 - ・ 利用者の心身の状況
 - ・ 緊急やむを得ない理由
- 3 身体的拘束等の適正化
 - I 委員会を3月に1回以上開催し周知徹底
 - II 指針を整備
 - III 研修を定期的に実施

上記1～3のうち、「3 身体的拘束等の適正化」について、詳細を示します。

「3 身体的拘束等の適正化」

I 委員会を3月に1回以上開催し周知徹底

「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」の開催

- ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会。
 - ・ 幅広い職種（施設長、管理者、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にし、対応策を担当する者を決めておく。
 - ・ 委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。
 - ・ 第三者や専門家を活用することが望ましい。（精神科専門医等）
- ※施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、懲罰を目的としたものではないことを留意すること。
- ※身体的拘束適正化検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うこともできる。

II 指針を整備

指針に盛り込むべき項目は以下のとおりです。

- イ 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ロ 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ニ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
- ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ヘ 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

III 研修を定期的実施

- ・身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定特定施設における指針に基づき、適正化を徹底。
- ・指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。
- ・研修の実施内容について、記録すること。

身体拘束廃止未実施減算について【一般型・外部型※】

この減算は、施設において身体拘束等が行われていた場合ではなく、前ページの2, 3の措置を講じていない場合に、入居者全員について所定単位数から減算することとなります。

| | |
|-------------------------|--|
| 2, 3の措置を講じていない事実が生じた場合 | 速やかに改善計画を市長へ提出 |
| 事実が生じた月から3月後 | 改善計画に基づく改善状況を市長へ報告 |
| 事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで | 入居者全員について所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算 |

※ 令和7年4月1日より、外部サービス利用型についても減算対象。

⑤ 養介護施設従事者等による高齢者虐待について

近年、養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数が全国的に増加傾向にあり、本市においても、高齢者虐待と疑われる通報を受け、監査（立入検査）を実施した事例が発生しています。

以下の数値等は全国での集計件数であり、社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センターが作成した資料を引用して掲載しています。

出典:「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業 報告書」

※社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センターホームページより抜粋

1 「養介護施設従事者等」の定義

「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

※業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含む（高齢者虐待防止法第2条）。

2 高齢者虐待の相談・通報件数 ※市区町村が受理した件数。

| | H18 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 養介護施設従事者等 | 273 件 | 2,267 件 | 2,097 件 | 2,390 件 | 2,795 件 | 3,441 件 |
| 養護者 | 18,390 件 | 34,057 件 | 35,774 件 | 36,378 件 | 38,291 件 | 40,386 件 |

※R5 相談・通報 3,441 件中、事実確認調査を行った事例は 3,025 件。

3 虐待判断事例数

| | H18 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 養介護施設従事者等 | 54 件 | 644 件 | 595 件 | 739 件 | 856 件 | 1,123 件 |
| 養護者 | 12,569 件 | 16,928 件 | 17,281 件 | 16,426 件 | 16,669 件 | 17,100 件 |

※R5 虐待判断事例 1,123 件中、1,114 件以外は、都道府県が相談・通報を受け付けたもの。

※R5 虐待判断事例 1,123 件中、被虐待者が特定できた事例は 1,049 件、判明した被虐待者は 2,335 人。

4 施設等の種別

| | 特別養護老人ホーム | 介護老人保健施設 | 介護療養型医療施設・介護医療院 | 認知症対応型共同生活介護 | 小規模多機能型居宅介護等 |
|----|--------------|---------------|-----------------|--------------|--------------|
| 件数 | 926 件 | 284 件 | 14 件 | 425 件 | 81 件 |
| 割合 | 26.7% | 8.2% | 0.4% | 12.3% | 2.3% |
| | (住宅型)有料老人ホーム | (介護付き)有料老人ホーム | 軽費老人ホーム | 養護老人ホーム | 短期入所施設 |
| 件数 | 689 件 | 386 件 | 24 件 | 39 件 | 170 件 |
| 割合 | 19.9% | 11.1% | 0.7% | 1.1% | 4.9% |
| | 訪問介護等 | 通所介護等 | 居宅介護支援等 | その他 | 合計 |
| 件数 | 104 件 | 180 件 | 23 件 | 121 件 | 3,466 件 |
| 割合 | 3.0% | 5.2% | 0.7% | 3.5% | 100% |

令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》6
 (特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護)

5 虐待類型の組み合わせ

| | 身体的虐待(単独) | 介護等放棄(単独) | 心理的虐待(単独) | 性的虐待(単独) | 経済的虐待(単独) |
|----|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|
| 人数 | 901人 | 328人 | 303人 | 41人 | 367人 |
| 割合 | 38.6% | 14.0% | 13.0% | 1.8% | 15.7% |

| | 身体的虐待+心理的虐待 | 介護等放棄+心理的虐待 | 身体的虐待+介護等放棄 | その他の組み合わせ・3種類以上 | 合計 |
|----|-------------|-------------|-------------|-----------------|--------|
| 人数 | 187人 | 32人 | 70人 | 106人 | 2,335人 |
| 割合 | 8.0% | 1.4% | 3.0% | 4.5% | 100% |

6 被虐待者の基本属性 ※上記被虐待者1,406人分に係るもの。

- 性別 男性：27.3%，女性：71.6%，不明：1.1%
- 年齢 65歳未満障害者：2.1%，65-69歳：2.8%，70-74歳：6.5%
 75-79歳：9.4%，80-84歳：15.6%，85-89歳：21.3%，90-94歳：21.9%
 95-99歳：9.9%，100歳以上：2.2%，不明：8.2%
- 要介護度 要介護2以下：21.6%，要介護3：22.6%，要介護4：28.2%
 要介護5：18.9%，不明：8.7%
- 認知症 もっとも多いのは自立度Ⅲ：27.2%
 認知症の有無が不明な場合を除くと、92.2%が自立度Ⅱ以上。

7 虐待者の基本属性

- 職名・職種
 介護職員：82.8%（うち、介護福祉士29.8%、介護福祉士以外23.4%、資格不明46.8%）
 看護職：5.6%，管理職：3.3%，施設長：3.4%，経営者・開設者：1.3%
 その他・不明：3.5%
- 性別（括弧内は介護従事者全体における割合）
 男性：54.5%（23.0%），女性：44.5%（73.9%），不明：1.0%（3.0%）
- 年齢（不明を除く。括弧内は介護従事者全般における割合）
 [男性] 30歳未満：17.9%（10.4%），30-39歳：25.2%（28.5%）
 40-49歳：25.2%（33.9%），50歳以上：31.8%（27.2%）
 [女性] 30歳未満：10.4%（5.2%），30-39歳：12.4%（14.1%）
 40-49歳：17.8%（27.4%），50歳以上：59.4%（53.2%）

8 虐待の発生要因（複数回答形式）

| | |
|------------------------------|-------|
| 教育・知識・介護技術等に関する問題 | 57.2% |
| 職員のストレスや感情コントロールの問題 | 22.7% |
| 虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ、管理体制等 | 24.7% |
| 倫理観や理念の欠如 | 17.2% |
| 人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ | 10.2% |
| 虐待を行った職員の性格や資質の問題 | 13.0% |
| その他 | 1.3% |

9 高齢者虐待の防止のために

●組織におけるストレスマネジメント

●通報義務についての正しい理解

●身体拘束についての正しい理解

- ・身体拘束に該当する行為について
- ・身体拘束の弊害について
- ・「緊急やむを得ない場合」について
- ・「緊急やむを得ない場合」に身体拘束を行う際の手続きについて

※特定された被虐待者 2,335 人のうち、虐待行為に身体的虐待が含まれる人数が 1,198 人 (51.3%)。そのうち虐待に該当する身体拘束を受けた者が 598 人 (25.6%)。

●研修の実施と苦情処理体制の整備

※ストレスマネジメントについては、厚生労働省ホームページもご参照ください。

厚生労働省ホームページ トップページ(<https://www.mhlw.go.jp/>)

- 政策について
- 分野別の政策一覧
- 雇用・労働
- 労働基準
- 施策情報
- 安全・衛生
- 施策紹介
- メンタルヘルス対策等について
(ストレスチェック等の職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策等)

【参考】山口県における養介護施設従業者等による高齢者虐待の状況

| | H18 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|---------|-----|------|------|------|------|------|
| 相談・通報件数 | 0 件 | 18 件 | 15 件 | 19 件 | 23 件 | 34 件 |
| 虐待判断事例数 | 0 件 | 0 件 | 2 件 | 3 件 | 11 件 | 10 件 |

※山口県における状況等については、山口県ホームページ等もご参照ください。

①山口県ホームページ トップページ(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp>)

- 組織で探す
- 長寿社会課
- 「高齢者虐待防止・養護者支援に向けて」で検索

②山口県介護保険情報総合ガイド(かいごへるびやまぐち) トップページ

(<https://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/>)